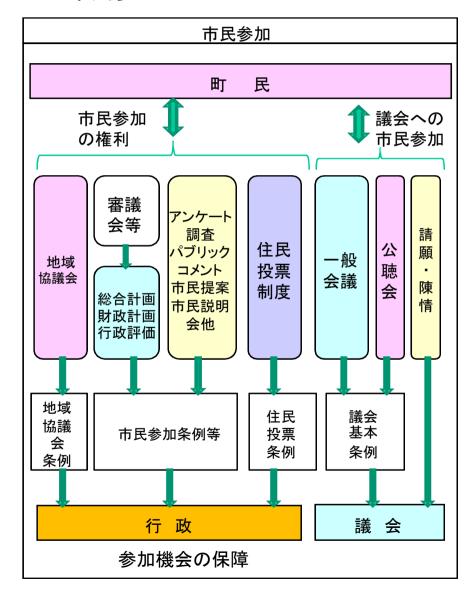
# 自治基本条例の概要 (町民参加)

平成21年11月13日

特定非営利活動法人 公共政策研究所 理事長 水澤雅貴

## (1)自治基本条例の町民参加 p71

### 3. 市民参加



#### ポイント

- ①参加機会の保障 町は、町政の基本的な事項を定める計画や条例の立案等の検討過程において、広く町民が参加する機会を保障し、町民参加を積極的に行います。(白老町)
- → 具体的な参加の制度がない →町民参加が進まない (何も変わらない)
- ②市民参加 町は、町政運営への町民の参加を推進する ため、別に条例等で定める。(具体化)
- 当該条例等には、次の事項を定めるものとする。
- 町民参加を行う基準と行わない場合の基準の明確化
- ・町民参加の方法(参加手法)及びその適切な選択(1つ以上)並びに町民参加の周知方法、提出された意見の取り扱いに関する事項
- ・審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- ・町民がまちづくりに関する**政策を提案**するための仕組み に関する事項
- ・その他町民参加に関し必要な事項
- → 別に条例を制定するためには時間がかかるので自治 基本条例に具体的参加の条項を入れ、詳細は規則に委任 することをしてはどうか。
- → 市民参加の具体的規定は石狩市の「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」や苫小牧市の「市民参加条例」等を参照

審議会における公募市民の比率(H20.6実施の市民参加の 環境調査)

①北広島市 38.8% ②滝川市 25.6% ③ 函館市 16.3% ④苫小牧市 10.5% ⑤稚内市 5.5% ⑥ 帯広市 5.3% ⑦札幌市 4.5%

## (2)自治基本条例の町民参加 p71

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	ニセコ町	八雲町	八雲町	八雲町	美幌町
	(町民の参加)	(町政参加の推進)		(多様な参加の機会の整	į	第8章 まちづくりの協働過程	3 町は、前2項の計画に次		⑤ 行政が行う事務及び事業を効果的か		X1),[1]
	第7条 町民は、町政の主権者として、町政					(計画過程等への参加)	に掲げる事項を明示すると	FI. 1 17 19 300 p.m.	つ効率的に推進するための行政評価を	(1) 行政は、行政運営に公平かつ広く町	
ļ	運営に参加する権利があります。	りに町民の意思が反	運営への市民の参	第28条 市は、事案の内	市長等は、市民参画	第36条 町は、町の仕事の計	ともに、その計画の実施に	(1) 町民は、まちづくりの主体である	行うとき	民の意見が反映されるよう、審議会等の	
i	(町民参加の推進)	映されるよう町政参加	加(以下「市民参加」	容、性質等に応じて次条か	を推進するため、市民	画、実施、評価等の各段階に町	当たっては、これらの事項	という基本原則に基づき、町政に参	⑥ 町民の生活に大きな影響を及ぼす施	委員の選任について次の事項を配慮しま	
ļ	第8条 町は、次の事項を実施する場合	の推進に努めます。	という。)を推進する	ら第31条までに定めるも	参画の機会を保障し	民が参加できるよう配慮する。	に配慮した進行管理に努め	加することを基本とします。	策を決定するとき	す。	
ļ	は、法令の規定によるものや緊急を要する	(参加機会の保障)	ため、別に条例で	のの ほか、多様な参加の	なければならない。	2 町は、まちづくりに対する町民	なければならない。	(2) 議会及び行政は、広く町民の意	⑦ 前記各項のほか、町民参加が有効と	① 行政は、審議会等の委員を選任する	
ļ	ものを除き、町民の参加を推進し、意向を	第10条 町は、町政の	定めるところによ	機会を整備し、その体系化	2 市議会及び市長等	の参加において、前項の各段階	(1) 計画の目標及びこれを	見を求め、町政に町民の意思を反映	思われる事業の選択及び実施を決定す	場合は、性別、年代の別等に配慮し、委	
ļ	反映します。	基本的な事項を定め	り、市民参加に関す		は、市民参画に関す	に応じ、次に掲げる事項の情報	達成するための町の仕事	することを基本とします。	るとき	員構成における中立性の保持に留意す	
ļ	(1) 総合計画及び分野別の基本的な計画	る計画や条例の立案	る制度を設けるもの	(審議会等の市民委員	る制度を整備し、市民	提供に努めるものとする。	の内容	(3)議会及び行政は、町政へ広く町	(2) 法令の規定によるものや緊急その他	るものとします	
ļ	の策定又は見直しをするとき。	等の検討過程におい	とする。この場合に	の公募)	が市民参画に関する	(1) 仕事の提案や要望等、仕事	(2) 前号の仕事に要すると	民が参加する機会を保障するものと	やむを得ない理由があるときは、町民参	② 行政は、正当な理由がある場合を除	
ļ	(2) 施策を効果的かつ効率的に推進する	て、広く町民が参加す	おいて、当該条例に	第29条 審議会等の委員	権利を容易に行使す	の発生源の情報	見込まれる費用及び期間	し、町民参加を積極的に推進するた	加を行わないことができます。	き、公募の委員を選任するものとします	
	ための行政評価を実施するとき。	る機会を保障し、町民	は、次の事項を定	には、市民のうちから公募	ることができるように	(2) 代替案の内容		めの制度を体系的に整備するものと	3 町民参加の方法及び時期	(2) 行政は、審議会等の会議が開催され	
	(3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を	P C	めるものとする。	により選任された委員が含			and the state of t	します。	(1) 行政は、前条に規定する事項を実施		
ļ	制限することを内容とする条例の制定、改	ます。		まれることを原則とします。		(4) 町民参加の状況	定める重要な計画の策定に	(4) 議会及び行政は、町民が、町政	するときは、次に掲げる一つ以上の方法	録(会議の内容の要旨を記録したものを	
ļ		2 町は、多様な方法を		(パブリックコメント手続)	は、市民参画に関す	(5) 仕事の根拠となる計画、法	着手しようとするときは、あ			いう。)を作成し、閲覧に供するものとしま	
ļ	(4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施	用いて広く町民の意見	選択並びに市民参	第30条 市長等は、市民	る制度の周知を図り、	令	らかじめ次の事項を公表し、		映させるために必要かつ適切な時期に、	す。	
	策を決定するとき。	を求め、町民の意思を		生活に重要な事案の策定			意見を求めるものとする。		町民参加を行うものとします。	①会議の日時、場所、出席者の氏名及	
ļ	(5) 広く町民が利用する公共施設の管理		関する事項		P 4 - F I I I I I I I I I I I I I I I I I I	(計画の策定等における原則)		(5) 満20 歳未満の青少年及び子ども		び傍聴者の数	
町民	運営方法などの決定をするとき。						(2) 計画策定の日程	は、次世代の担い手として、それぞれ	O 18787 1878 1	② 会議の議題	
440		(町政活動への参		手続(以下「パブリックコメ	. •	の仕事を行うための基本構想及		の年齢にふさわしい方法により、町政	0 1111111111111111111111111111111111111	③ 会議の検討において使用した資料	
	が参加できる機会を設け、町政運営に反映			ント手続」といいます。)を		びこれを具体化するための計画		に参加できるものとします。	への意見表明	④ 会議における発言又は議事の経過	
		第11条 町民は、前条		行います。		(以下これらを「総合計画」と総称		2 町民参加の推進	0	⑤ 会議の結論	
				2 市長等は、パブリックコ		する。)は、この条例の目的及び		(1) 行政は、次の事項を実施する場	•	⑥ その他必要な事項	
	71. 11. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	活動の多様な機会へ		メント手続により提出され				mark the space and the		(3) 公募委員の募集は、次に掲げる事項	
	C // 0 - / / /   - / / / / / / / / / / / / / /	参加することができま	7147 0141711  212	た市民の意見を十分考慮		るとともに、新たな行政需要にも	しようとするときは、あらかじ		めます。	を町広報、町ホームページ及びその他の	
	(1) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律		みに関する事項	して意思決定を行うととも			め計画案を公表し、意見を	①総合計画及び分野別の基本的な		方法により行うものとし、原則として1 月	
	第67号。以下「法」という。)第138条の4第3			に、その意見に対する考え			求めるものとする。		(1) 行政は、町民参加によって寄せられ	· ·	
	項に規定する執行機関の附属機関又はこ		加に関し必要な事	方を取りまとめて公表しま		2 町は、次に掲げる計画を策定		O 1111 MINERIO 1111 M	た意見及び提案等(以下「意見等」とい	①審議会の名称、目的、審議事項及び	
	れに類するもので町が定めるもの)		項	す。		するときは、総合計画との整合	り提出された意見について、		う。)を総合的に検討するものとします。	開催条件(回数、報酬等)	
	(2) 意見交換会						採否の結果及びその理由を		(2) 行政は、意見等の検討を終えたとき	② 任期	
	(3) アンケート					化に努めなければならない。	付して公表しなければなら		は、速やかにかつ多様な方法を用いて	③ 応募資格	
	(4) パブリックコメント手続(意思決定過程					(1) 法令又は条例に規定する計		O 1111 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		④ 募集人員	
	で素案を公表し、町民から出された意見等					画	(計画進行状況の公表)		し、八雲町個人情報保護条例の規定に	⑤ 応募期間及び方法	
	を考慮して決定する制度)					(2) 国又は他の自治体の仕事と		をするとき	より公表することが適当でないと認めら	⑥ 選考方法	
	(5) その他適切な方法						進行状況について、年に一	O THE MENT OF THE THE THE	れる場合は、この限りではありません。	⑦問い合わせ先	
	2 前項各号の方法に関し必要な事項は、						度公表しなければならない。		① 意見等の内容	⑧ 前項各号に掲げるもののほか、募集	
ļ	別に定めます。								<ul><li>② 意見等の検討結果及びその理由</li></ul>	に必要な事項	
l											

### (3) 自治基本条例を制定したら美幌町はこう変わる

### 町民が参加した行政運営

#### 町民参加が必要な事項

#### ①高齢者保健福祉計画の策定

高齢者の地域での自立し安心して暮らす ための計画の策定

→介護事業計画等作成委員会で策定

#### ②町の公共下水道使用料の改定

下水道会計の健全化を図るため、公共下水道使用料を平均3.9%値上げ

→下水道事業運営委員会の答申後、(議会提案)

#### ③成人検診の助成廃止など国民健康保険 の保健事業の見直し

国民健康保険事業会計の経営の健全化を 図るため、39歳以下等の健康診査を受信 した場合の助成事業の廃止

→国民健康保険運営協議会の答申後、 (議会提案)

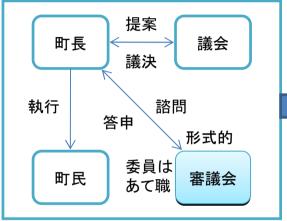
#### ④町営温泉施設の営業時間変更

10月~4月10時~20時→13時~20時 来館者が減少する期間の開館時間の短縮 で管理運営費を縮減し赤字圧縮 →条例改正(議会提案)

#### ⑤町施設の年末年始の休日変更

12月31日から翌年の1月5日までの日→ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (本庁舎・診療所・保健福祉センター・ス ポーツ施設・児童館・公民館・図書館など) →条例改正(議会提案)

#### 形式的町民参加の仕組み





#### なぜ、町民参加か

- ・今までは国がほとんど決め、町長と 議会は国の指示命令に従って町政運 営を行うことで、なんら支障はなかっ た。
- →財政赤字

#### And

- ・町民は自分の生活に集中し、公共的領域は行政にお任せしてしまった。
- →公共領域は「行政が主役」が定着
  - ・ 地方分権の進展

地域における自己決定・自己責任のルール構築が必要(自治基本条例)

#### 町民参加の具体的条例項目

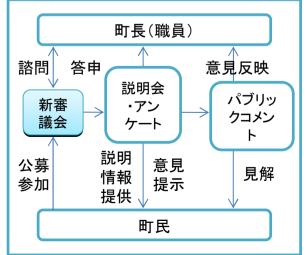
町民参加の推進(町民の参加の推進と意向の反映)→普遍的ルール

- (1)総合計画及び分野別の基本的な計画の 策定又は見直しをするとき。
- (2) 施策を効果的かつ効率的に推進するための行政評価を実施するとき。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
- (4) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を 決定するとき。
- (5) 広く町民が利用する公共施設の管理運営 方法などの決定をするとき。

(下川町自治基本条例)



### 生きた仕組みの運営



(注)平成20年度の石狩市のパブリックコメントより